平成２７年（フ）第４６０号
埼玉県所沢市大字松郷216番地の１
破産者　株式会社アーリヤコーポレーション
１　決定年月日　平成28年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５９４号
埼玉県川越市山田1738番地１
破産者　ハート有限会社
１　決定年月日　平成28年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１６８号
埼玉県川越市大字的場1952番地21
破産者　有限会社飯塚商店
１　決定年月日　平成28年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５１号
東京都墨田区横川２―20―５―307、住民票上の住所東京都江東区北砂２丁目18―２―429
破産者　金磯　正博
１　決定年月日　平成28年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２５号
東京都八王子市川町128番地200、破産手続開始決定時の住所東京都府中市晴見町３丁目12番地の７
破産者　今村　公治
１　決定年月日　平成28年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６４号
東京都多摩市山王下１丁目13番16号
破産者　アビエス販売株式会社
１　決定年月日　平成28年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６５号
東京都多摩市山王下１丁目13番16号
破産者　アビエス管理サービス株式会社
１　決定年月日　平成28年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２４７号
東京都調布市仙川町１丁目６番地１ラ・メール仙川409
破産者　浅利　麻里
１　決定年月日　平成28年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４３６号
東京都武蔵野市八幡町３丁目３番12号ラブニュー203
破産者　菊池　良子
１　決定年月日　平成28年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３４号
岐阜県大垣市青墓町１丁目1091番地の１
破産者　日比石材株式会社
１　決定年月日　平成28年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
沖縄県沖縄市美里２丁目１番12号　１階
破産者　有限会社ウエルネスコーポレーション
１　決定年月日　平成28年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１５号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1232番地の１
破産者　有限会社共伸電機
１　決定年月日　平成28年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷1887番地の４コーポ井伊谷201号、商業登記簿上の本店所在地静岡県浜松市西区篠原町9491番地の１
破産者　山田木工有限会社
１　決定年月日　平成28年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１６８号
静岡県浜松市西区深萩町304―921
破産者　株式会社アグリベルテクノロジー
１　決定年月日　平成28年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４０号
茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘５丁目５番地１
破産者　原信田弘子
１　決定年月日　平成28年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１１号
山口県萩市大字土原250番地
破産者　豊田　伸二
１　決定年月日　平成28年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第１３２２号
埼玉県幸手市中３丁目14番６号
破産者　小谷みゆき
１　決定年月日　平成28年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１号
さいたま市桜区大字白鍬764番地１　白鍬ハイツ401号
破産者　鳥羽　　聡
１　決定年月日　平成28年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
さいたま市見沼区大字上山口新田536番地11
破産者　吉澤　勇介
１　決定年月日　平成28年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２４２号
北海道千歳市清流５丁目９番９号　ハイツスズキＢ102号
破産者　鈴木眞由美（旧姓坂本）
１　決定年月日　平成28年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部